

# 特定事業場排出水分析業務委託

## 仕 様 書

令和 7年 2月

岡山市環境局環境保全課

# 第 1 章 一 般 事 項

## 第 1 節 総 則

### 1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

### 1. 1. 2 (疑義)

本仕様書等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

### 1. 1. 3 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用は本市の責めに帰する場合を除き、すべて受託者の負担とする。

### 1. 1. 4 (秘密の厳守)

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、本委託業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (3) 受託者は受託情報を保護するため、委託者と個人情報保護法に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

### 1. 1. 5 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

## 第 2 節 現場管理

### 1. 2. 1 (工程管理)

業務責任者は、工程管理を適切に行うこと。

また、業務履行については、監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

### 1. 2. 2 (災害防止等)

本業務履行に当たっては、安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

### 1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

## 第 2 章 特 記 事 項

### 第 1 節 概 要

#### 2. 1. 1 (業務概要)

本委託業務は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、以下「水濁法」という。）に規定する特定事業場及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第78号、以下「県条例」という。）に規定する特定工場の排出水の水質が排水基準に適合しているかを確認するため、水濁法第22条の規定及び県条例第116条の規定に基づき、規制対象事業場から排出される排出水の分析を行うものである。

#### 2. 1. 2 (業務内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。なお、受託者が実施する試料採取及び測定分析に必要な車両、人員、機器等は全て受託者が手配するものとする。

##### (1) 試料採取（採水）

試料採取に当たっては、原則として市職員1名に受託者の担当者複数名が同行し、市職員の指示する場所で受託者が採水を行うものとする。採水時に水温を測定し、採水時刻及び天候とともに記録しておくこと。ただし、対象事業場への受託者の立入が困難な場合は、市職員が採水を行うこととし、検体を監督員が指定した場所で、受託者に引き渡すものとする。

一日あたりの採水は原則として9時～17時の間に、15～20検体とする。試料採取日ごとの対象事業場を通知するため、受託者において効率的な採水計画を作成するとともに、当該計画を監督員に報告し、了承を得たうえで試料採取を実施することとする。

##### (2) 対象事業場数、分析項目及び検体数

のべ180事業場とし、分析項目及び検体数は**表1**、**別紙1**のとおりとする。

なお、監督員は採水の都度、採水実施事業場の排水基準の一覧を受託者に通知するものとする。

**表1 分析項目及び検体数**

No.	分 析 項 目	検 体 数
1	水素イオン濃度 (pH)	153
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	153
3	化学的酸素要求量 (COD)	140
4	化学的酸素要求量 (COD(海水))	13
5	浮遊物質 (SS)	153
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	68
7	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	35
8	フェノール類含有量	3
9	銅含有量	10

10	亜鉛含有量	12
11	溶解性鉄含有量	12
12	溶解性マンガン含有量	10
13	クロム含有量	9
14	大腸菌数	124
15	窒素含有量	140
16	燐含有量	140
17	カドミウム及びその化合物	7
18	シアン化合物	15
19	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る。）	0
20	鉛及びその化合物	17
21	六価クロム化合物	10
22	砒素及びその化合物	8
23	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	4
24	アルキル水銀化合物	0
25	ポリ塩化ビフェニル	1
26	トリクロロエチレン	6
27	テトラクロロエチレン	4
28	ジクロロメタン	4
29	四塩化炭素	4
30	1,2-ジクロロエタン	4
31	1,1-ジクロロエチレン	4
32	シス-1,2-ジクロロエチレン	5
33	1,1,1-トリクロロエタン	4
34	1,1,2-トリクロロエタン	4
35	1,3-ジクロロプロペン	2
36	チウラム	1
37	シマジン	1
38	チオベンカルブ	1
39	ベンゼン	4
40	セレン及びその化合物	4
41	ほう素及びその化合物	17
42	ふっ素及びその化合物	14
43	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	23
44	1,4-ジオキサン	0
合 計		1,343

(3) 採水器具、容器等

採水器具、容器等は全て受託者の費用と責任において準備し、採水日に持参するものとする。検体が区別できるように番号等を容器等にあらかじめ記入しておくこと。

なお、市職員だけで採水する場合には採水予定日の前日までに岡山市環境局環境部環境保全課（北区大供一丁目2番3号 岡山市役所分庁舎6階）に採水器具、容器を引き渡すものとする。

(4) 分析方法

昭和49年9月30日付け環境庁告示64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に定められた分析方法によるものとする。また、ノルマルヘキサン抽出物質については、JIS K0102-1附属書D（参考）補足により、鉱物油類と動植物油脂類を区分すること。

(5) 精度管理

「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」（平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）に準拠するため、必要な書面の提出等を求めることがあるので、特に留意すること。

(6) 調査結果の報告

受託者は検体の受取り後速やかに分析を行い結果を報告すること。分析結果は濃度計量証明書に加え、市指定様式（別紙2）を用いて電子ファイルで報告すること。濃度計量証明書及び電子ファイルとも検体受け渡し後3週間以内に提出すること。

なお、排水基準に違反する結果が判明した場合は、別途速やかに報告すること。

(7) 検体の保持等

必要に応じて検体を保持しておくものとし、分析値の確認のための再分析若しくは検体の提出等を求められた場合はこれに応じること。

2. 1. 3（提出書類）

本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。

(1) 着手前に提出する書類

ア 業務責任者届 1部

受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。

ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。

イ 委託作業表 1部

ウ 委託業務着手届 1部

エ 環境計量士（濃度関係）登録証写し 1部

(2) 委託期間中に提出する書類（検体受け渡し後3週間以内に提出） 1部

ア 濃度計量証明書

イ 試験成績表（電子ファイル）

(3) 完了後に提出する書類

委託業務完了通知書

1部

(4) その他監督員の指示したもの

2. 1. 4 (成果品の契約不適合責任)

(1) 全ての成果品について、納品の後、委託期間中に受託者の責による不備が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理（関連する項目の再検査及び不良箇所の修正）を受託者の負担において行うこと。

(2) 委託期間終了後2年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

2. 1. 5 (注意事項)

次のとおりとする。

(1) 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。

(2) 監督員は、受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合するように指示することができる。

(3) 気象条件等によっては当日採水を中止と判断し、後日に実施する場合がある。

(4) 車内の器具・容器等の配置を工夫するなど、採水が短時間で実施できるよう努めること。

(5) 対象事業場が離島（定期船の運行あり）に位置する場合においても、受託者の費用負担により試料採取に同行すること。